

令和5年度

大阪市予算編成に関する要望書

自由民主党・市民とつながる・くらしが第一
大阪市会議員団

令和4年12月27日

大阪市長
松井一郎様

自由民主党・市民とつながる・くらしが第一
大阪市議員団
幹事長 太田晶也
政調会長 田中ひろき

令和5年度（2023年度）大阪市予算編成に関する要望書

新型コロナウイルス感染症が流行し始めて3年以上が経過し、いまだに収束しない日々が続いています。しかし、ポストコロナを見据え、傷ついた大阪を再生させるための市政を展開する必要がある、その中心軸は市民であると考えています。

そして、市民の皆さまが役所に求めるニーズは、ライフスタイルや価値観の多様化、また時々の社会経済状況などによって様々ですが、そうであるからこそ、その声ひとつひとつに耳を傾け、しっかり寄り添うことが、役所にとって一番大切な役割です。

我が会派としては会派名のとおり、市民、区民にしっかりと寄り添い、その声に耳を傾けながら、時代に合ったしなやかな改革を市政にもたらすことを目指し、これまで大阪市で培われてきた歴史、伝統、文化を重んじながら、市民の暮らし・福祉の増進・地域の活動、大阪市の成長・発展のために、市政の諸課題に取り組んでまいりました。ぜひとも、令和5年度予算編成にあたり、以下重点項目として5項目、そのほか12項目について予算化されるよう要望いたします。

令和5年度大阪市予算編成に関する要望項目

○ 重点要望項目	- 1 -
<1>新型コロナウイルス感染症対策	- 1 -
<2>こども応援・すべての親子が安心してらせるまちへ	- 1 -
<3>大阪成長戦略（文化の継承・下町成長・にぎわいづくり）	- 2 -
<4>老朽インフラ・市設建築物の維持管理・更新	- 3 -
<5>都市内分権をすすめるための審議会の設置	- 4 -
○ 要望項目	- 4 -
1. 大都市における住民自治の拡充	- 4 -
(1) 区役所と局の役割分担	- 4 -
(2) 区政会議	- 4 -
(3) 地域活動協議会	- 4 -
①事務局	- 4 -
②活動拠点	- 5 -
③スーパーコミュニティ法人	- 5 -
④地域活動への支援のあり方	- 5 -
⑤補助金	- 5 -
(4) 施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンの策定	- 5 -
(5) 「市民がつくるおおさか条例（案）」づくり	- 5 -
2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実	- 6 -
(1) 住民自治型の地域福祉の推進	- 6 -
①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたPDCAの徹底	- 6 -
②総合相談窓口のワンストップ化の徹底	- 6 -
③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現	- 6 -
(2) 専門性が高い事業の公募のあり方	- 6 -
(3) 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進	- 6 -
(4) 地域包括ケアシステム推進、地域福祉推進のための条例（案）の検討	- 7 -
(5) 生活困窮者自立支援制度	- 7 -
(6) 難病者支援	- 7 -
(7) 公営住宅福祉	- 8 -
(8) 住宅確保要配慮者支援	- 8 -
(9) ヤングケアラー	- 8 -
(10) 交通バリアフリー基本構想	- 8 -
(11) 地域福祉計画について	- 8 -
3. 次世代を担う子ども施策の充実	- 8 -
(1) すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）	- 8 -
(2) 児童虐待防止	- 9 -
(3) 産前産後ケアの充実	- 9 -

①産前産後ケア	- 9 -
②専門職としての助産師の配置の検討	- 9 -
(4) 里親制度の充実	- 9 -
(5) 就学前児童の健全育成	- 10 -
①弾力的な保育環境の整備	- 10 -
②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続	- 10 -
③待機児童対策	- 10 -
④企業主導型保育事業所	- 10 -
⑤認可外保育施設	- 10 -
(6) 外国につながる子どもたちの健全育成	- 10 -
①就学前教育	- 10 -
②外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育の充実	- 10 -
(7) 障がい児への就学支援	- 11 -
①障がい児就学	- 11 -
②発達障がい児支援	- 11 -
(8) 学校の施設整備と人材育成	- 11 -
①教育環境の改善整備	- 11 -
②学校図書館の充実	- 11 -
③子どもの読書活動の推進	- 11 -
④空調設備	- 11 -
⑤欠席連絡	- 12 -
⑥指導が不適切である教員を対象のステップアップ研修	- 12 -
(9) 学校配置の適正化の推進事業	- 12 -
①学校再編	- 12 -
②学校跡地活用	- 12 -
(10) ひきこもり・ニート支援	- 12 -
(11) 児童扶養手当	- 12 -
(12) 幼児教育の無償化	- 13 -
(13) 学校選択制	- 13 -
(14) 子ども見守り隊の編成	- 13 -
(15) 通学路安全プログラム	- 13 -
(16) こども食堂の拡充と支援	- 13 -
(17) 子どもの見守り強化事業	- 13 -
(18) 子どもたちのスポーツ支援	- 14 -
(19) 塾代助成事業	- 14 -
4. 空家対策の取り組みの推進	- 14 -
(1) 大阪市空家等対策計画の着実な実行	- 14 -
①区役所を拠点とした取り組み	- 14 -
②特定空家等対策	- 14 -
③空家等の利活用	- 14 -
5. 災害に強いまちづくり	- 15 -

(1) 災害に強いまちづくり	- 15 -
①住宅等の耐震化、防災化	- 15 -
②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化	- 15 -
(2) 効率的な減災対策	- 15 -
①地域防災機能の強化	- 15 -
②福祉避難所	- 15 -
③帰宅困難者対策	- 15 -
④災害時の要援護者支援	- 15 -
⑤平時からの要援護者支援	- 15 -
⑥コロナ禍における地域住民の避難対策	- 16 -
6. 交通・水道・下水道事業	- 16 -
(1) 交通政策	- 16 -
①総合交通政策	- 16 -
②地下鉄8号線の延伸	- 16 -
③Osaka Metro・大阪シティバス(株)の適切な監理	- 16 -
(2) 水道事業	- 17 -
①経営形態	- 17 -
②広域連携・海外展開	- 17 -
(3) 下水道事業	- 17 -
7. 文化、観光、経済振興	- 17 -
(1) 文化・観光	- 17 -
①大阪中之島美術館の魅力向上の取組について	- 17 -
②アーツカウンシル	- 17 -
③伝統芸能	- 17 -
④観光客誘致	- 18 -
⑤2025年大阪・関西万博	- 18 -
(2) 経済振興	- 18 -
①新たな産業の育成支援	- 18 -
②創業、協働支援	- 18 -
③販路拡大	- 19 -
④統合型リゾート施設（IR）	- 19 -
⑤大阪港の物流とポートセールス	- 19 -
⑥食の安全	- 19 -
(3) 労働・就労	- 20 -
8. 適正なガバナンス・未来への投資	- 20 -
(1) 適正な人員配置	- 20 -
(2) 適正な公共調達	- 21 -
(3) 進展のない未利用地・高架化工事	- 21 -
9. 共生と人権	- 21 -
(1) 国際人権都市大阪市の実現	- 21 -
(2) 多様な人が参画できるルールの策定	- 21 -

①「ヘイトスピーチ対処条例」の強化	- 21 -
②部落差別解消推進法の具体化	- 21 -
③多様な人が参加参画できるプラットフォームづくり	- 22 -
④住民投票における外国籍住民の投票権	- 22 -
⑤台湾有事に関する危機管理対応	- 22 -
10. スポーツ・芸術文化を楽しむ権利の保障	- 22 -
11. 市民のくらしと緑化推進について	- 22 -
(1) 公園の整備事業計画	- 22 -
(2) 「公園愛護会」「ふれあい花壇事業」「種から育てる地域の花づくり事業」	- 23 -
①公園愛護会	- 23 -
②ふれあい花壇	- 23 -
③種から育てる地域の花づくり事業	- 23 -
(3) 児童遊園への補助金	- 24 -
(4) 公園のにぎわいづくり	- 24 -
(5) 街路樹	- 24 -
(6) 都市型農業の振興	- 24 -
(7) 水辺空間づくり	- 24 -
(8) 港湾環境の保全改善	- 24 -
12. 環境対策	- 24 -
(1) 気候変動問題について	- 24 -
①大阪市地球温暖化対策実行計画	- 25 -
②おおさかヒートアイランド対策推進計画	- 25 -
③自動車交通環境対策	- 25 -
④大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	- 25 -
(2) 大気汚染対策について	- 25 -
①アスベスト（石綿）対策の支援策について	- 25 -
②路上喫煙対策について	- 25 -

○ 重点要望項目

＜1＞新型コロナウイルス感染症対策

第6波、第7波では大規模な感染拡大により、多くの自宅療養者が発生したことから、自宅療養者に対する初期治療体制の充実に加え、以下の取り組みを進め、早期の治療体制の確保や自宅療養者へのケアの充実に努める必要があります。

(1) 取り組み方針

- ・抗体治療往診医機関の整備や診療所も含めた抗体カクテル法の拡充
- ・外来医療機関への患者搬送体制の構築
- ・圏域における抗体治療医機関バックアップ病院の整備
- ・「コロナ差別禁止」を盛り込んだ条例の検討

(2) 医療、公衆衛生

- ・今後の病床オーバーフローに備えたさらなる確保
- ・地域の状況に応じた受入病院の機能分担や転院調整等も含めた病病・病診連携の構築
- ・入院待機施設や臨時の医療施設の拡充
- ・保健所業務の効率的な重点化
- ・新型コロナワクチン接種を希望する市民へ速やかに接種できる体制整備を行うこと。

(3) くらし、経済、こども、福祉、

- ・コロナ禍によって、仕事、住まいを失った人への相談体制の充実・強化すること。
- ・包括的な支援により自殺防止対策にとりくむこと。
- ・学校給食費無償化を継続すること。
- ・ひとり親世帯へのさらなる経済的な支援策を行うこと。
- ・家庭でのオンライン学習環境の整備・拡充をすること。
- ・中小企業者が事業継続のため市独自の支援策を行うこと。
- ・市内企業の99%を占める中小企業をしっかりと支援し、ポストコロナを見据えた支援策を積極的に講じること。
- ・休業要請、時間短縮の要請に対する協力金だけでなく、飲食店へのさらなる支援策を国に要望すること。
- ・介護従事者が新型コロナウイルス感染症に感染し、サービス提供の継続が難しくなった場合に備え、利用者に対し継続的にサービス提供できるよう応援体制等の仕組みをつくること。
- ・在宅介護サービスを担う介護事業所等での感染発生時における不安解消への支援体制を構築すること。
- ・2024年から介護事業者に策定が義務づけられた感染症や災害時の事業継続計画（BCP）の作成を支援すること。
- ・自宅療養者の中にいる一人暮らしで食事の用意もできない方、陽性が判明してから保健所の連絡を待っている間に医療や介護が必要となる方など、弱い立場にある本当に困っている方々へのケアや支援を行える体制を整備すること。

＜2＞こども応援・すべての親子が安心してくらするまちへ

(1) こども応援

大阪では5人に1人の子どもが「相対的貧困」状態にあると言われています。いろんな「しんどさ」を抱える子どもたちが、子ども時代を幸せに過ごし、社会の中で自分を活かして生き

られる社会をつくることは、大阪の未来をつくることです。そのために、まずは学校の先生や保育士さんなど、子どもに関わる大人が元気に働ける環境をつくる必要があります。子どもの学力を取り上げて評価指標の一つとし、ボーナスや学校予算に反映させようとするのは、子どもの「生きる力」を育てようと一生懸命に向き合う先生や子どもたちを追い詰めかねません。子どもたちと一緒に疲弊している教育現場の多忙化を解消し、過剰なバッシングなどで新しいチャレンジがしづらくなっている今の状況を変える必要があります。

- ・学校をハブ（中心）に「教育」と「福祉」・「就労」・「まちづくり」をつなぎ、地域や社会と共に子どもたちの学び育ちをトータルにサポートすること。
- ・福祉と社会教育のコーディネートを担当する外部連携担当人材が学校を専任で支援するようにすること。
- ・小学校における35人を基準とした少人数学級編制を計画的に実施すること。
- ・学校を拠点にした豊かな教育環境／子どものセーフティネットづくりを推進すること。
- ・フリースクールへの補助や、居場所や子ども食堂など学校外での「小さいけれど大事な活動」が持続できるよう、小口でも継続的な財源を確保する「小さな取り組み応援」を制度化すること。
- ・支援の少ない中高生（ティーン）向けの「夜のたまり場」を設置すること。
- ・不審者の見極め、危険予知と犯罪の予防、トラブル時の最善の対応のため、警察OBで編成する「わが町 子ども見守り隊」の設置を検討すること。

(2) すべての親子が安心してくらするまちへ

社会では今、女性の活躍を後押しすることが求められています。家族のカタチも多様化した現在、すべての人が自分らしい生き方を選択できるようにするためにも、特に女性が困難を抱え込み、不利な境遇に陥ってしまうような条件や制度・慣習の見直しが必要です。

例えば母子家庭。大阪市では、母子家庭の8割以上が就業していますが、正社員として働く人は4割に満たず、平均年間就労収入は229.2万円です（大阪市平成30年調査）。公営住宅の優先入居などはあっても、子育て・家事・仕事に追われる母のニーズを十分に満たせず、劣悪でも都心部の住環境を選択することは少なくありません。また、生活保護の住宅扶助額（月約5万円）並みの家賃の住居に住める就労収入を得ることも困難な状態です。

- ・ひとり親家庭には、家賃補助の仕組みづくりをすすめること。
- ・空家・空室リニューアルによって低廉な家賃の住居を供給すること。
- ・住居の安定を目指し、その上で就労支援を行い、住むことと働くことを重ね合わせた「パッケージ型制度」を構築すること。
- ・優先入居の対象となる公営住宅を用意する場合は、住宅支援のみならず、子育て支援など、ケアやコミュニティを意識した、包括的・総合的支援を提供すること。

<3>大阪成長戦略（文化の継承・下町成長・にぎわいづくり）

大阪市は全国一事業所密度が高い「商人のまち」です。18万事業所があり、市内総生産は20兆円、従業員数は221万人（大阪市民は80万人）で周辺地域にも多くの雇用機会を提供する経済・産業の中核都市です。その分、昼間人口比率は高く、市民の購買行動の影響が小さい＝国内や海外の景気動向に影響されやすいまちです。

しかし、新たな需要となる万博・カジノに「成長戦略」を頼るだけでは、身近な地域経済は活性化しません。売上げは増えても利益は外資・大企業の本社に流れ、都心部と大阪南部、環

状線外縁部でみられるような域内格差は広がる一方です。

不安定な経済に振り回されず、地域に入ったお金を地域内で循環・滞留させて地域経済を創り直すことが必要です。大阪には多様な歴史と文化、特色ある産業や地域資源があります。さまざまな困難とニーズを持つたくさんの市民が住んでいます。

- ・高い産業集積密度、消費地と生産地の接近、包容力のある市民気質を活かすこと。
- ・困りごとや地域課題から、都市生活産業を産みだすこと。
- ・身近な区政に住民参加型の産業振興部署を設置すること。
- ・個別企業から地域の特性に応じた産業支援への転換を推進していくこと。
- ・指定管理者や大規模な公共調達物件等の実施においても、地域の中小企業振興や地域課題解決などの視点を持った基準を設けること。
- ・女性や若年者、障がい者、外国人など多様な人材の成長、キャリア形成を継続的に支援できる人材に強い中小企業群・中小企業ネットワークづくりを推進すること。
- ・事業主や企業等を支援する経済戦略局と市民の就労・雇用を支援する市民局・福祉局等の関係部局が連携し、企業と市民を両面から包括的・総合的に支援できる体制を構築すること。
- ・地域の祭りや伝統文化を支援すること。
- ・大阪中之島美術館をはじめとする博物館群等を所管する地方独立行政法人大阪市博物館機構への支援をし、連携を図ること。

＜4＞老朽インフラ・市設建築物の維持管理・更新

大阪北部地震、度重なる災害で、大阪市の交通、生活インフラが脆弱であることへの不安が広がっています。大阪市では高度経済成長期に多くの市設建築物やインフラが整備されたために、学校や市民利用施設などの市設建築物で30年以上経過したものが（61.2%）占め、橋梁、地下鉄、水道などのインフラ施設についても、建設後長期間を経過した施設が多くなってきており、今後も、施設の維持管理や更新に必要な費用が、高い水準で推移することが想定されます。市設建築物の維持管理・更新費は、これまでの築40～50年の建て替えから築65年で建て替える長寿命化計画を前提としても、今後30年間の平均で、年909億円と試算されています。また、インフラ施設（一般会計分）でも毎年197億円が必要とされています。

2015年に大阪市公共施設マネジメント基本方針が定められて以降、中期的な財政収支見込では一定の額を見込んでおり、近年の予算ベースでは試算値を充足しているものの、今後も公共施設の維持管理・更新費は、高い水準で推移することが見込まれています。

一例として、水道管や取・浄・配水場といった水道施設の更新や耐震整備において、平成30年度から令和9年度までの10年間で必要となる事業費は約2,400億円と試算されています。なお、40年の法定耐用年数をこえた水道管は、令和3年度末現在で51.8%です。

老朽化した市設建築物・インフラ施設も、ひとたび想定外の災害に遭遇すると「時限爆弾」となって都市生活を脅かしかねません。安全なはずの避難所が被災して機能しないことすらあり得ます。2045年までに20万人以上の人口が減少する時代を迎えて、老朽化した市設建築物・インフラ施設の問題は避けて通れない重たいテーマです。

- ・市民ニーズや施設総量を見極めた優先順位を決め、複合化・多機能化による再編計画を適切にすすめること。
- ・民間活力の参入で持続可能な保全管理をすすめること。
- ・水道事業における基幹管路耐震化PFI事業の検討を進めること。

- ・南海トラフ地震が30年以内に発生する可能性が大きいため、それに備えた耐震、耐水対策を早急に進めること。

＜5＞都市内分権をすすめるための審議会の設置

公募区長の導入とともに区役所が変わり始めたことと市民は実感しています。区シティ・マネージャーとして一定の権限を持ち、区内の課題に向き合う区長が生まれてきました。

しかしながら、人口・産業の集中の結果、区相互間の人口比率で格差が生じ、人口・面積の大きな区では行政サービス水準の低下、各種施設利用の不便及び区役所の業務負担等の過重等が発生する一方で、人口・面積の小さな区では、一定の対象人口が必要な社会教育施設、社会福祉施設など行政サービスの提供に困難が生じ、区内諸団体の組織運営に支障が生じるなど、各区の間で行政サービスの不均衡が顕著になってきたため、その解消を図る必要があります。

- ・合理性や歴史性（区名も含め）を踏まえた議論のベースとなる考え方を取りまとめるため学識者や地域代表などからなる審議会を設置すること。
- ・さらなる、区の権限強化や予算拡充、住民自治の拡充を目指して、合区や地方自治法改正で設置が可能となった総合区の設置も含め基礎自治機能の充実についての検討を進めること。
- ・住民自治の拡充を目指すのであれば、統治する側からのトップダウン型の改革ではなく、そのプロセスにも住民が参画し、幅広く議論を行いながら進めていくボトムアップ型の改革として進めること。
- ・「合区」「総合区」については、その議論のプロセスにも幅広く住民の参画を進めること。
- ・地方自治法による地域協議会の仕組みの活用などすぐできる取り組みからモデル的に進めていくこと。

○ 要望項目

1. 大都市における住民自治の拡充

(1) 区役所と局の役割分担

- ・「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」に基づき市民に身近な行政機関として行政課題の発見に強みを持つ区役所と、専門的な知識・経験を持つ行政機関として行政課題の解決策の立案に強みを持つ局が、それぞれの強みをふまえた役割分担のもとで行政運営を図っていくこと。

(2) 区政会議

- ・区民の声を区の将来ビジョンや運営方針に反映し、各区・各地域の実情や特性に即した施策・事業を実施するために、現在の区政会議の進め方の改善、権限強化をはかること。
- ・権限強化の手法のひとつとして地域協議会の仕組みの活用など検討すること。

(3) 地域活動協議会

①事務局

- ・地域振興会をはじめとする各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が参画し、地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、市民による自律的な地域運営が図れるよう、地域活動協議会の事務局体制の確立に向けて中間支援組織を活用すること。

②活動拠点

- ・地域集会施設の改修・建替えについて積極的に行うこと。

③スーパーコミュニティ法人

- ・雇用などが代表者の私的契約になり、多額の金銭の扱いが個人責任になる一方、NPO法人などは地縁の自主組織となじまないなど、協議会型自治組織が抱える全国でも共通の課題がある。こうした課題解決に向けて、国への働きかけが行われている「スーパーコミュニティ法人」について、大阪市としても調査研究を行いその実現を目指すこと。

④地域活動への支援のあり方

- ・地域コミュニティを維持していくためには、地域活動協議会の声を日常的に聞き、抱える課題の収集や、取り組みの検証を行い、必要に応じて改善を図ること。

⑤補助金

- ・地域活動協議会の活動の負担にならない会計や補助金の仕組みの改善を行うこと。
- ・補助金を活用して地域の実情に応じた活動ができるようになってきたが、活動費の25%は自主財源で賄っている。地域コミュニティ活動の充実のためには、地域活動協議会への補助金の補助率を100%にするなど、支援のあり方を見直すこと。
- ・会館の建替え補助金を資材高騰に応じて増額すること。

⑥地域振興町会の加入促進

- ・現在、町会の加入率の低下傾向が続き、地域活動の担い手の確保がますます困難になり、いざというときに共助の機能を果たせなくなるため、加入促進の取り組みを進めること。
- ・加入率の低い区と高い区の施策内容を精査して区長会議などに諮り、区の情勢を十二分に分析し、減少の歯止めをかける取り組むこと。

(4) 施策の縦割りをつなぐ総合的な長期ビジョンの策定

- ・それぞれの課題分野、施策ごとの長期的な計画、取り組みをつなぐために基礎自治体としての長期的なビジョンを策定し、大阪市総合計画を策定すること。
- ・区レベルにおいては施策の縦割りをつなぐ区の将来ビジョンを区民の声を反映し策定すること。
- ・市民や地域をめぐる課題に対して、市民に寄り添い、その解決に向け、各部局が一体となって取り組むような組織づくりを様々な観点から進めること。
- ・今の、区 シティ・マネージャー制で都市内分権がどれぐらい進み、どういった課題があるのかの検証すること。

(5) 「市民がつくるおおさか条例(案)」づくり

- ・「みんなのことを、みんなで決めてやっていく」市民自治と地域自治を推進するためのルールを書き込んだ「市民がつくるおおさか条例」づくりをすすめること。
- ・行政も、企業も、NPO・団体も、大阪市に住む人、はたらく人も身近な区政に参加し、対等な関係で協働しながら、地域の課題解決に取り組む持続可能な市民自治の仕組みを、市民参加でつくりあげていくこと。

2. 高齢者、障がい者、子どもなどの支援策の充実

(1) 住民自治型の地域福祉の推進

①地域福祉ビジョンの策定と区の運営方針に基づいたPDCAの徹底

- ・様々な課題解決のためその課題別に対応した福祉施策、事業が縦割りに実施されているが、対象となる住民は同じであり、複雑・多様化、深刻化する課題に対応するには、連絡・調整を行いながら、地域の中で施策の総合化を図る必要がある。そのために地域福祉ビジョンを策定し、運営方針で実施のPDCAをしっかりと行うこと。
- ・関連施策を単に実施するだけでなく、住民、専門職、関係機関、団体が参画し、協働できる協議会やテーブルを定期的に調整し、参画者が主体的に課題解決に取り組む住民自治型の地域福祉を推進すること。
- ・役所に担当窓口がない地域課題については、行政と医療・福祉関係者、地域関係者からなるプロジェクトチームを設置し、その解決を図ること。

②総合相談窓口のワンストップ化の徹底

- ・複雑・多様化、深刻化する課題に対応するために、専門分野ごとにたくさんの相談窓口があるが、自分が必要とする窓口にたどりつけない市民がいる。最初に受け付けた相談窓口は、ただ単に紹介するだけでなく、適切な窓口につないでいくワンストップ化の徹底を行うこと。

③地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

- ・高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会「地域共生社会」の実現のため、対象者ごとの福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換すること。
- ・地域共生型福祉サービスの検証を進め、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消すること。

(2) 専門性が高い事業の公募のあり方

- ・複雑・多様化、深刻化が懸念される福祉課題の解決に向けては、専門性の担保と継続的な支援体制の構築が不可欠であり、そのためには、サービスの担い手側の視点に立って、行政としての委託のあり方について改善が必要である。委託側の都合だけではなく、受託側の状況についても検証を行い、長期継続契約による複数年の契約の採用や、一部直営で行うこと。

(3) 地域包括ケアシステムの構築と深化・推進

- ・各区における地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、地域包括支援センターが連携している地域の関係機関や区民からの意見が届くように地域包括支援センターの評価の仕組みの改善や各区地域包括支援センター運営協議会の運営方法の改善に取り組むこと。評価の仕組みの改善にあたっては、高齢者を支援する地区医師会や歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員連絡会、訪問介護連絡会などが評価できる仕組みとして評価シートの作成などの検討を行うこと。
- ・地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的マネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援

専門員に対する支援等の行う役割をしっかりと果たすこと。

- ・全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、空家や空き店舗なども活用し、より身近な地域での高齢者の交流の場の充実を図ること。
- ・平成29年4月から実施している、新しい総合事業における多様な担い手によるサービスの充実に向けては、小学校区ごとに組織された地域活動協議会が参画しやすい仕組みの構築を検討すること。
- ・大阪市の要支援要介護認定については30日以内にその結果を示せるよう、認定申請者の増大を想定した、事務受諾法人の選定、人員配置の見直しなどの対策を講じること。

(4) 地域包括ケアシステム推進、地域福祉推進のための条例（案）の検討

福祉サービスの重点が施設から在宅に変わった分、サービス総量は増えてきましたが、個々のサービスに差が生じており粗雑なケアも目立ちます。また、生活課題が複雑・多様化し、複合化しており、ますます生活の現場に最も近い地域に移行し「地域で個人をどう支えるか」、また、そのための「仕組みづくりや地域づくり」が問われています。

- ・行政、市民、医療・介護・福祉専門職の役割を明らかにし、協働しながら地域づくりにつなげるための条例（案）を検討すること。

(5) 生活困窮者自立支援制度

- ・各種支援制度の連携を図り、専門的な相談機関とも協働して寄り添い型支援を行うこと。
- ・若年者をはじめ、ひきこもりの方、障がい者、ひとり親家庭、高齢者など「就労に向けた支援が必要な人」に対して、地域企業と連携した「働きながら学ぶ」訓練付き就労（同制度の就労準備支援事業や就労訓練事業の推進など）の機会を、目標を決めて強化すること。
- ・前掲「<2>子ども応援・すべての親子が安心してらせるまちへ」、キャリア形成支援の機会が乏しかった女性、あるいは後掲3. (10) ひきこもり・ニート支援にかかわるキャリアのスタートがきれていない若者、セカンドキャリアを探すシニアにとって、めざす仕事や働き方を体験・訓練しながらキャリアを見通す支援を強化するため同制度の活用を進めること。
- ・多様な働き方を可能とする場の開拓と就労に向けた支援のために、区内の事業所から協力を得られるよう、インセンティブの導入などの仕組みづくりを進めること。
- ・生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、本市の実情に応じた実効性のあるものとなるよう、必要な財源の措置について国に要望すること。
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、公共調達する「役所の仕事」を訓練や支援の場として活用するように、随意契約が可能な認定就労訓練事業所を拡充するなど、優先調達を活用した就労支援を推進すること。

(6) 難病者支援

- ・各種難病に対する原因の解明、治療方法の確立について国に要望するとともに、患者とその家族に対し、日常生活上生じる様々な問題の軽減を図るための諸施策を実施すること。

(7) 公営住宅福祉

- ・住宅困窮度が非常に高く、生活に配慮を要する方々が多く生活する公営住宅では、滞納等の情報を市民のSOSのサインとしても受け止めるなど、地域包括支援センターや社会福祉法人、NPO、居住支援法人など、身近な地域で活動する団体等と連携した生活再建の視点を踏まえた居住支援サービスの提供などに取り組むこと。
- ・高齢化した公営住宅の共用部の管理や草刈りなどを、住民の自治・互助任せにするのではなく、自治会支援など具体的な支援策を講じること。

(8) 住宅確保要配慮者支援

- ・市民に身近な区レベルで実効性のある居住支援の仕組みづくりを大阪市住宅セーフティネット連絡会議で検討すること。
- ・居住支援法人の情報交換の場づくり支援を行うこと。
- ・居住支援協議会について大阪市としてどうあるべきかの検討をすること。
- ・現場で支援に取り組んでいる居住支援法人や、住宅確保要配慮者の研究をしている学識経験者へのヒアリングを行うこと。
- ・関係局の連携のもと居住支援にかかる情報共有や実態把握を進め、住宅確保要配慮者を取り巻く様々な課題整理に取り組むこと。

(9) ヤングケアラー

18歳未満で、大人が担うような介護や家族の世話にあたる子どもは「ヤングケアラー」と呼ばれています。15～29歳以下で家族の介護や世話をしている若者は全国で約21万人。（平成29年就業構造基本調査より）埼玉県は「ケアラー支援条例」を制定し、「ヤングケアラー」を支援する人材を育成するなど具体的な施策を進めるとしています。

- ・実態調査の結果に基づき、具体的な支援策の検討をすること。
- ・ヤングケアラーの負担等に配慮した家族介護支援の取り組みを促進すること。

(10) 交通バリアフリー基本構想

- ・区の権限になっているため計画調整局の責任が曖昧になり15年もそのままになっていた交通バリアフリー基本構想の変更について、計画調整局と区と連携しながら、学識経験者、高齢の方や障がいのある方、交通事業者等の参画のもと着実に進めること。

(11) 地域福祉計画について

- ・地域福祉計画の策定にあたっては、住民参加、参画という視点に真摯に向き合うこと。また、大阪市全体で評価を行うなど、各区の計画の格差をなくすような取り組みを行うこと。

3. 次世代を担う子ども施策の充実

(1) すべての子どもの安心と希望の実現（子どもの貧困対策）

- ・ひとり親家庭の相談窓口、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて他の支援機関につなげることで、総合的・包括的な支援を行う体制を整えること。
- ・生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行う子どもの居場所への支援を行うこと。

- ・子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成すること。
- ・性、生教育は、命の誕生や自己肯定感の向上、自分を大切にすること、自分を守るという観点から、これからも一層、取り組むこと。また、国とも議論を進めること。
- ・福祉と教育がチームとしてつながり、課題に対応できるようスクールソーシャルワーカーの活用を十分に図り、教育と福祉の連携を進めること。また、区の子育て支援室等との連携がスムーズに進むよう、区でのコーディネート機能を充実させること。

(2) 児童虐待防止

- ・すべての子育て家庭に対する支援を図る観点から、こども相談センター、各区の子育て支援室（家庭児童相談室）、男女共同参画センター子育て活動支援館、保育所における児童相談機能と相談体制の強化を図るとともに、きめ細かく相談窓口の周知・広報を行うこと。
- ・こども相談センターを中心とした関係機関の機能の充実や虐待防止地域ネットワークの充実に努めるとともに、虐待通報から48時間以内の安全確認など即応できる体制を強化すること。
- ・大阪市における児童虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が60%となっているなかで、虐待の未然防止や早期発見、保護者の孤立予防のためにも、1歳未満の子ども家庭に紙おむつの無償配布など、定期的に配達員・相談員などがアプローチできる支援策を講じること。

(3) 産前産後ケアの充実

①産前産後ケア

- ・なぜ産後ケアが必要となっているのかその背景を明らかにすること。
- ・産前産後の切れ目ない母親への心身のケアや育児サポートの体制を引き続き充実させ、ひいては虐待リスク低減等の役割を果たせるよう努めること。
- ・産後ケア事業の周知を積極的に行い、真に必要な人に情報が届くように利用支援を行うこと。

②専門職としての助産師の配置の検討

- ・妊娠前から、妊娠期、そして出産（保健師は取り上げることができない）、産後、と継続して関わる助産師がいる。産後の不安の原因でもあるおっぱい相談も助産師の範疇である。「母子」に特化した専門職として助産師職を母子支援に活かす取り組みの検討をすること。
- ・保健師の業務は多岐にわたりすぎているため、子育て支援の充実のために、保健師と連携しながら妊婦から産後までは助産師の活用を検討すること。
- ・コロナ禍においては、保健師が母子支援までは手が回らなかった課題がある。今後も起こり得ることも踏まえた対策を検討すること。
- ・保健師の業務は多岐にわたりすぎているため、子育て支援の充実のためにも、保健師と連携しながら、妊婦から産後までは、妊娠、出産、母乳育児に関する専門職である助産師の活用と更なる連携について取り組みを進めること。

(4) 里親制度の充実

- ・「チーム養育」では、里親と支援者の信頼関係の構築など、人と人との繋がりを大切にしたいコーディネーターが必要。子どもや里親に寄り添い、対話をしながら一緒にひとつひとつ課題解決に向けたフォスタリング機関の機能を充実させること。

- ・保育所利用を必要とする里親子が保育所入所を確実にし、子育て世帯全般への支援メニュー等の必要な情報が里親子に確実に届くよう支援すること
- ・児童相談所の本来業務であるフォスタリング業務の最終責任機関として、こども相談センターの体制を強化し、里親支援機関としっかりと手を携えて今後計画で定めている目標とする委託率に届くように、特に愛着形成に大事な時期である3歳未満児の委託率が上がるよう取り組むこと

(5) 就学前児童の健全育成

①弾力的な保育環境の整備

- ・保育所居室の面積基準緩和及び1歳児の保育士等配置基準を早期に復元するとともに、多様な保育需要に応えるため、保育所の適正配置、施設の拡充整備に努めること。

②公立保育所・幼稚園の民営化計画の撤回と存続

- ・公立保育所・幼稚園は、就学前児童の健全育成のセーフティネットとして重要な役割を果たしており、原則民営化の計画を撤回すること。
- ・公立保育所で進められてきた再編整備計画については、保育の質を維持・向上させることを基本に市民・保護者の理解を得て公私間の調整を図ること。

③待機児童対策

- ・民間保育所の新築や既存施設の増築または分園整備、あるいは保育事業の充実などとともに保育士確保の推進等により総合的に待機児童の解消を図ること。

④企業主導型保育事業所

- ・大阪市内に設置された企業主導型保育園事業所240園(2022年10月20日現在)の空き定員を有効に活用し、待機児童の解消を図ること。

⑤認可外保育施設

- ・届け出済み認可外保育施設が保育無償化の対象となったように、一定の水準を満たすと認められる認可外保育施設については、大阪市内の認可保育施設の保育士確保等を支援する各種事業・施策の対象に含めることを検討すること。
- ・企業主導型保育事業所を含め、増加している認可外保育施設の管理監督等に当たっては、必要な財源措置について国に要望すること。

(6) 外国につながる子どもたちの健全育成

①就学前教育

- ・大阪市内で保育施設を利用される外国人に向けて、制度概要等を説明する多言語動画のみならず、保育現場においても翻訳機器の活用など母語保障や適切な意思の疎通に配慮した環境整備に努めること。
- ・保育士と同等の能力を有すると判断される外国の保育・教育資格や学歴等を有する人材を、保育支援員等として、保育現場で活用できる取り組みを進めること。

②外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育の充実

- ・きめ細かな日本語指導充実のための取り組みを充実させること。
- ・言語支援のみならず、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進などを目指した、ともに生きる取り組みにしていくこと。

(7) 障がい児への就学支援

①障がい児就学

- ・就学にあたっては、本人、保護者の意向を尊重すること。
- ・学校施設の整備改善を図り、すべての障がい児の教育を保障すること。
- ・就労に向けた進路指導を充実すること。
- ・障がい児の学校生活を保障するため、介助等の支援に当たる人的配置の充実を図ること。
- ・障がい児の通学の付き添いへのサポートのために、登録型の付き添いサポーター事業を実施し、教育を受ける権利を保障すること。

②発達障がい児支援

- ・LD、ADHD等の発達障がいのある児童生徒に適切な指導・支援を行うため、教員等に指導内容や方法に関する助言を行う巡回相談の回数を増やす等の拡充を図ること。

(8) 学校の施設整備と人材育成

①教育環境の改善整備

- ・老朽鉄筋校舎を改築し、プール、体育館、特別教室の整備充実（特に大規模校の特別教室の複数化）や給水設備の直結給水化を推進するなど、教育環境の向上に努めること。

②学校図書館の充実

- ・すべての学力の基礎となる読解力・記述力を培うため、全校一斉の読書活動など言語力育成の取り組みを進めるとともに、改正学校図書館法に基づき、学校図書館の活性化を図るため、学校司書を配置すること。
- ・引き続き地域住民による読書支援活動ボランティアの育成並びに小中全校への配置を推進すること。
- ・すべての小中学校において「学校図書館図書標準」を達成するなど、蔵書の充実を図ること。
- ・学校図書館と市立図書館との一層の連携を図ること。

③子どもの読書活動の推進

- ・図書館の週当たり開館回数を現状の小学校8回、中学校8.2回から今後、週20回の半分の10回目指すこと。
- ・地域住民ボランティアの参加による小学校の土日の図書室開放について検討すること。
- ・子どもの読書活動の推進は、地道に取り組むしかありません。しかしながら、第3次までの計画については、市民の皆さんや関係機関に十分に知られていません。市民の皆さんや関係機関に広げるために、取り組みをつくるプロセスに現場の保育士さんや市民の皆さんが参加参画す機会をつくること。
- ・各区にある「子どもの読書活動推進連絡会」を有効に活用し、計画の観点である、『人と本、人と人をつなぐ場の拡大』、『子どもの読書活動に関する普及・啓発』の取り組みを進めること。

④空調設備

- ・特別教室に空調を設置すること。

⑤欠席連絡

- ・長年、連絡帳や電話による欠席連絡で保護者と教職員双方に負担感があったが、欠席連絡アプリを導入することで、そうした課題を解決することができるため、教育現場のICT化を進め、教育環境の充実に取り組むこと。

⑥指導が不適切である教員を対象のステップアップ研修

- ・教育委員会においては、研修生一人一人の状況を十分踏まえた上で、研修生が前向きに研修に取り組むことができるようサポートすること。
- ・信頼関係がない人間関係が固定化してしまうと、研修生が孤立する。研修生本人が安心して研修が受けられるよう、何か悩みがあったときに第三者に相談ができるような仕組みを検討すること。

(9) 学校配置の適正化の推進事業

①学校再編

- ・学校再編整備計画が策定・公表されている地域については、再編整備で何ができるのかなど具体的に示しながら、地域住民の皆さんからの発意を十分にくみ取って取り組みを進めていくこと。

②学校跡地活用

- ・地域の活動の拠点になっている学校の跡地活用については、地域にとっては、大変重要な話です。活用していくにあたり、地域住民の皆さんが主体になって関わるのが重要であり、学校跡地活用の検討プロセスに地域住民の皆さんが参加参画できる取り組みを進めること。
- ・跡地活用は、長期間にわたり今後の地域のまちづくりを規定していくことになる。単に価格重視にならないような工夫をすること。

③学校再編による新たな通学路の安全対策について

- ・子どもたちが新たな通学路を通うための安全対策は大変重要であり、保護者の声をしっかりと聴き、不安を生じさせない安全対策を行うこと。

(10) ひきこもり・ニート支援

- ・社会的自立に課題を抱えた青少年に対する支援の充実を図ること。
- ・不登校、ひきこもりなどコミュニケーションに課題を持つ青少年の居場所として、14カ所の通所場所を削減するのではなく、社会と関わる力を育てる場所として、内容等の充実・整備を図ること。
- ・学校、こども相談センター、各区の子育て支援室など関係機関の連携で、中学校卒業後も途切れることなく社会生活デビューへと導く寄り添い型の支援策を講じること。
- ・不登校や中退などを経験した若者を含め、すべての若者が望む職業キャリア初期を順調に歩めるよう、就職後の定着支援や予期せぬ転職や転社に対応した、切れ目のない就労支援、キャリア支援に着手すること。

(11) 児童扶養手当

- ・自立を妨げる要因になってしまう多額の返還金が生じないようにするため、児童扶養手当の受給要件については、新規認定時や現況届受付の際などに、受給者によく説明を行うよう取

り組むこと。

(12) 幼児教育の無償化

- ・幼児教育無償化を拡充すること。

(13) 学校選択制

- ・2014年度に導入された学校選択制は、2014年度＝小学校が5.1％・中学校が2.9％から、2022年度＝小学校が10.3％・中学校が7.0％と通学区域外への就学は漸増している。そのような中、低学力や荒れているといった噂や偏見により学校が忌避されるといった問題が生じており、中には児童・生徒の流出が続いている学校も見られる。また、教育熱心な保護者の強い意向によって子ども自身が選択できないことや、そもそも通学可能な範囲に選択可能な学校がないなどの課題があることも指摘されている。実態を把握し改善に取り組むこと。

(14) 子ども見守り隊の編成

- ・不審者の見極め、危険予知と犯罪の予防、トラブル時の最善の対応をするため、警察勤務で磨いた巡回と職質スキルを有する警察OBで編成する「わが町 子ども見守り隊」の設置を検討すること。
- ・現行の「子どもの見守り隊」は、平成13年の池田小学校、平成17年の寝屋川小学校の事件から端を発している。この2つの事件を契機として「大阪市安全まちづくり条例」が作成された。この問題は教育委員会事務局の問題だけでなく、この条例を所管した市民局とも連携し、区長会議で議論すること。

(15) 通学路安全プログラム

- ・危険箇所については新たに発生するところもあるので、毎年安全点検を行い、何がどこまで進んでいるのが把握、進捗管理し、子どもも保護者も安心できる通学路の安全対策をしっかりと進めること。
- ・ハード・ソフトの対策が完了できていない危険箇所に対する対策を合同で検討し、具体的な方策を早急に講じること。
- ・交通管理者である大阪府警察本部との調整が難航する信号機設置などの交通規制にかかる安全対策について積極的に対応すること。

(16) こども食堂の拡充と支援

- ・地域の集会所や学校園の利用を可能とするこども食堂の運営を検討すること。

(17) 子どもの見守り強化事業

- ・食事の提供や学習支援等の支援活動を行っている民間団体に対して、当該民間団体が支援活動を通じて実施するこども等の状況把握や見守りに係る活動費等を補助する子どもの見守り強化事業については、現場の声を継続的に聞き、課題の整理を図りながら、全市的な事業展開を進めること。

(18) 子どもたちのスポーツ支援

- ・2025年の大阪・関西万博に向け、スポーツを通じて、チームと地域、行政が一体となって、次世代を担う大阪の子どもたちが夢を持ち未来に希望を持てるような大阪を目指すこと。
- ・大阪市内で硬式野球ができる場所をもっと増やすこと。また、万博会場の跡地を活用するなど、整備の可能性を引き続き検討すること。

(19) 塾代助成事業

- ・子育て世帯の経済的負担の軽減だけではなく、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会の提供を目的としているが、事業開始から約10年が経過した今、一度立ち止まり、本来の事業目的を見直すこと。

4. 空家対策の取り組みの推進

(1) 大阪市空家等対策計画の着実な実行

①区役所を拠点とした取り組み

- ・各区のアクションプランに基づき、区役所を拠点として、地域や専門家団体等と多様な連携を図り、空家等対策に取り組むこと。また、それに応じた予算措置を行うこと。

②特定空家等対策

- ・安全・安心なまちづくりの観点から、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、早急な対応が求められている特定空家等対策について、所有者の特定に重点的に取り組み、自主的な改善につながらないときは、命令・代執行による是正措置を行うこと。

③空家等の利活用

- ・空家等の活用を促進し、地域の活性化やまちの魅力向上に繋げること。そのために、住民の急速な高齢化や子どもの貧困問題などが大きな課題となる中、空家も活用しながら、子どもたち、高齢者等の居場所づくりを進めること。
- ・地域に貢献するのであれば空家を貸してもよいという所有者の方と、一定の「場所」を必要としてもなかなか適当な場所が見つからないという団体・NPO等をつなげるマッチングの支援を行うこと。こうしたマッチングは民間だけで解決することは難しいため、中間支援組織の支援など、公共が関与する仕組みを構築すること。
- ・空き家対策における固定資産税情報等を活用し、空き家所有者を発掘する観点から、固定資産税納税通知書等の送付時に大阪市が推進する空家利活用改修補助事業チラシを同封するなど、周知に努めること。
- ・利活用にあたっては、立ち上げ経費としてのリノベーションの設計費や改修費補助など支援施策を拡充するとともに、アーティストの拠点やものづくりの拠点、民泊への活用なども含めたメニュー化などさらに支援を拡充し利用しやすい施策にすること。
- ・空家の利活用に向けた支援策の創設などについては、大正区や住之江区などで推進している先進的な事業を拡充するなど、各区役所と関係局とが一層の連携を図りながら検討を進めること。その際、区長会議の部会も活用し検討すること。
- ・空き家の調査、把握について研究を進め、空き家のオーナーを特定し、成功事例集や補助制度の情報を空き家オーナーにダイレクトに伝えること。

5. 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちづくり

①住宅等の耐震化、防災化

- ・大規模な地震に備え、地下街、高層建築物、木造住宅、マンション、不特定多数が利用する大規模な建築物等の耐震性・防災性向上を促進すること。
- ・民間老朽住宅の建て替えを促進するための制度を推進すること。

②大規模災害時に備えたインフラ設備の強化

- ・下水道施設の最低限の機能確保や効率的に復旧を行うための行動計画の浸透や検証を継続し、市民の安全・安心を支える下水道事業の持続性の確保に努めること。
- ・防潮堤・橋梁の耐震強化等、地震・津波対策の充実に向け、国に対し国費の重点配分や新制度の創設を求めると必要な財源を確保し、災害に強い港づくりをより一層進めること。
- ・災害時においても給水が速やかに確保できるよう、浄・配水場や給・配水管路等の水道施設の耐震化を進めること。
- ・南海トラフ地震が30年以内に発生する可能性が大きいと、それに備えた耐震、耐水対策を早急に進めること。

(2) 効率的な減災対策

①地域防災機能の強化

- ・災害対策本部機能の運用充実に図り、同時に各区における自主防災組織の育成など、地域防災機能の強化を図り、地区防災計画を住民参加で策定し、効率的な減災対策を合わせて進めること。

②福祉避難所

- ・福祉避難所として協定を結んだ社会福祉施設への支援を行い、協定締結が遅れている状況を早期に解消すること。

③帰宅困難者対策

- ・大規模地震時に発生する帰宅困難者対策として、一斉帰宅抑制の呼びかけや情報提供など、民間企業・団体・地域等と行政がともに取り組む総合的な支援システムづくりを進めること。

④災害時の要援護者支援

- ・災害時の要援護者支援については、区の防災担当だけでなく、地域保健福祉担当、区社協、消防などと情報共有し、当事者団体、社会福祉施設、事業者などで構成されている既にある地域福祉のネットワークと連携し、総合的な取り組みとして進めること。
- ・危機管理室が担当する災害時の避難行動要支援者の個別支援計画策定の取り組みと福祉局が担当する地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の取り組みをどうリンクさせていくか両者でしっかりと連携協力を行い、各区役所における具体的な取り組みが円滑に行えるよう、役割分担を整理して支援すること。
- ・災害時避難所となる小中学校の体育館には、猛暑期や厳寒期においても災害弱者（高齢者等）への二次災害防止のセーフティネットとして空調機等を設置すること。

⑤平時からの要援護者支援

- ・災害時の要援護者への支援体制整備には、要援護者情報の平時からの収集・共有が不可欠であり、通常の福祉サービス利用時に、災害時の個別避難計画を盛り込む「災害時ケアプ

ラン」策定を推進するために、報酬の上乗せなど必要な措置を講じること。

⑥コロナ禍における地域住民の避難対策

- ・コロナ禍における災害時には、避難所での感染拡大を阻止する必要があるため、平時よりマスクや消毒液、非接触型体温計など感染防止に資する物資の備蓄に努めるとともに、3密を避け、余裕をもった滞在スペースを確保すること。そのため、自宅にとどまることや、事前に親戚・知人の家へ避難しておくことなどの分散避難の促進に向け、ハザードマップ等を活用した住民周知に努めること。

6. 交通・水道・下水道事業

(1) 交通政策

①総合交通政策

- ・少子高齢化を迎え、まちの形も変化する中、公共交通空白地、移動制約者の生活交通の確保、交通のバリアフリーなど今後の公共交通のあり方を検討し、局、区を横断して総合的なまちづくりの視点を持ち、施策を実施すること。
- ・都市における地下鉄、バス、民鉄、タクシー、車、自転車など役割分担を明らかにし、都市交通全体が最適となる「総合交通体系」のあるべき姿を示した「総合的な交通計画」を策定すること。
- ・持続可能な地域公共交通に向けて、AIを活用したオンデマンド交通の導入を検討すること。

②地下鉄8号線の延伸

- ・地下鉄8号線の延伸（今里～湯里六丁目間）が、国の次期答申に盛り込まれるよう取り組みを進めていくこと。そのために、大阪市鉄道ネットワーク審議会の提言を踏まえ、BRTによる需要の喚起・創出、鉄道代替の可能性を検証するための社会実験を、市長のリーダーシップをもって、沿線のまちづくりの視点も入れて総合的に進めていくこと。

③Osaka Metro・大阪シティバス(株)の適切な監理

以下の項目の推進のため、Osaka Metro及び大阪シティバス(株)を適切に監理すること。

○地下鉄

- ・市の行政施策とも連携しながら、市民・利用者への利益還元、社会的責任の遂行や社会一般への貢献により一層努めること。
- ・民営化のメリットを活かした、より一層の業務の効率化や地域と協働した魅力発信による利用促進、駅ナカ事業の展開などに取り組み、さらなる経営基盤の強化に努めること。
- ・津波や浸水に対する安全対策の充実を図ること。
- ・バリアフリー化の推進にあたっては、地域住民や利用者、障がい当事者の意見を十分踏まえること。そのために、当事者が参画し協議できる場を定期的につくること。
- ・プラットフォームからの転落を防止するため、可動式ホーム柵の全駅設置を目指すこと。
- ・障がい者、高齢者など誰もが安心して利用できるように、地下鉄・ニュートラムの駅における2ルート目のエレベーター等の設置を図ること。
- ・地下鉄駅につながる民間ビルのエレベーターの場所が、地上からは分かりにくい現状がある。エレベーターの共通の表示の協力を求めていくこと。
- ・地下鉄駅の改装を計画的に進め、乗客サービスの向上に努めること。
- ・国際化に対応して、公共交通機関に外国語を併記した案内・表示を早急に充実させること。

○バス

- ・地域サービス系路線については、地域の実態や要望を踏まえ、地域に必要な移動サービスが確保できるよう努めること。
- ・市バス事業を引き継いだ大阪シティバス(株)において、バス事業者としての運行管理や経営体制の向上を図るなど、経営基盤の強化に取り組むこと。
- ・運転手の確実な確保・養成を行っていくこと。

(2) 水道事業

①経営形態

- ・人口や水需要の減少により収入が減少する一方、老朽管の耐震化で支出が増加する状況の中、公営のままできる改革を進めること。
- ・水道事業における基幹管路の更新のペースアップのためPFI管路更新事業については、職員による技術継承の観点も踏まえつつ、基幹管路耐震化PFI事業の検討を進め、少しでも早く管路耐震化が進むよう、実現可能な代替案を早急に決めること。

②広域連携・海外展開

- ・本市の水道技術やこれまでに構築してきた水道施設の既存ストックを有効活用し、他の自治体との広域的な連携をさらに進めること。
- ・世界の水問題の解決に貢献するため、官民連携による海外展開を推進すること。

(3) 下水道事業

- ・下水道は市民の安全・安心を担う重要なインフラ事業であることを踏まえ運営権制度導入にかかる課題については、慎重に議論を進めること。

7. 文化、観光、経済振興

(1) 文化・観光

①大阪中之島美術館の魅力向上の取組について

- ・これまで美術館に足を運んでいない方々や幅広い世代の方々に興味を持ってもらえるようなバラエティに富んだ取組をしていくこと。
- ・美術の振興にとどまらず、子どもの学習機会やにぎわいを創出すること。
- ・施設で行われるイベントだけでなく、近隣のイベントと連動することで、賑わいが広がり、大阪の活性化に繋がるよう、取り組むこと。
- ・ユニークベニューをはじめとする多様な活用を推進するとともに、万博開催前から様々な趣向を凝らしたイベントを開催することで大阪中之島美術館の認知度を高め、にぎわいづくりによるエリア活性化を更に推進していくこと。

②アーツカウンシル

- ・芸術文化の専門家で構成されるアーツカウンシルにより、府市文化事業の評価、企画、調査等に取り組み、都市魅力の向上や社会のための文化・芸術の活用など大阪にふさわしい文化行政を推進すること。

③伝統芸能

- ・文楽、能楽、歌舞伎等の伝統芸能の普及、振興、支援に取り組むこと。
- ・伝統芸能をはじめ身近な地域の資源を活用した観光メニューづくりを行うなど、市民、ビ

ジターへの鑑賞の機会を提供する場の創出に努めること。

④観光客誘致

- ・大阪都市魅力創造戦略に基づき、アジア各国をはじめとした海外からの観光客回復に向け、来阪された観光客が十分楽しめる利便性の向上や、観光バス対策など受け入れ環境の充実に努めるとともに、来阪観光客誘致に向けた大阪観光局の取り組みを支援すること。

⑤2025年大阪・関西万博

- ・万博の開催に向けて、実施主体となる（公社）2025年日本国際博覧会協会と連携して取り組みを進めること。
- ・万博開催に伴う会場周辺や地元地域における交通への影響が懸念されることから、必要な対策を適切に講じること。
- ・夢洲周辺の交通アクセスについては、万博来場者の円滑な輸送の確保とともに、物流などの経済活動や市民生活へ影響を与えないよう、2025年日本国際博覧会協会と連携して必要な対策を適切に講じること
- ・大阪・関西万博はゼロカーボン達成を推進していくうえで重要な機会となるため、来場者が脱炭素社会を体感でき、子どもたちが未来社会に対し夢や希望を持てるような万博にすること。
- ・万博を契機に都市格の向上、経済の発展につなげるため、国際観光・物流拠点として夢洲を中心とした臨海部でのインフラ整備を着実に進められたい。また、万博アクセスの向上に資する淀川左岸線2期事業については、コスト削減に努めたいうえで整備を推進し、そのほか、安全性の向上、にぎわい・魅力の向上の整備等に取り組むこと。
- ・最先端技術を活用しつつ、複数分野にまたがる規制緩和を進め、未来の暮らしを先行実現する「まるごと未来都市」であるスーパーシティ構想の実現に向けて、うめきた2期地区及び大阪・関西万博の会場となる夢洲でのその具体化に向けた検討を進めること。
- ・障がい者の方の交通アクセスについて、様々な交通手段を用いて来場できるよう積極的に支援すること。
- ・万博開催後の大阪パビリオンの活用について、子どもから大人まで日常的に楽しめ、未永く親しまれる場所として残すこと。

⑥大阪市音楽団

- ・長年本市の文化振興の一端を担ってきた歴史ある大阪市音楽団が来年100周年を迎えるにあたり、大阪市として何らかの支援を行うこと。

⑦地域の伝統行事

- ・大阪市全体で、地域の伝統行事をしっかりと支援を行うこと。
- ・地域の伝統や歴史文化を支援できるような条例制定を今後、検討すること。

(2) 経済振興

①新たな産業の育成支援

- ・産業構造の変化に対応し、新たな雇用創出につなげるため、大阪に基盤があり、今後成長が期待される産業分野として「環境・エネルギー」や「健康・医療」、「ICT関連」などの産業の重点的な育成に努めること。

②創業、協働支援

- ・創業予定者に対するコンサルティングをはじめ、総合的な創業支援策を実施すること。

- ・地域商業の活性化に向けて、空き店舗を活用し、商店街や小売市場などがNPO団体、芸術家、高校、大学、企業など地域団体と連携しながら新たな事業をつくりだす活動を支援すること。
- ・販路拡大や事業提携につながる多様なマッチングや交流事業を推進するとともに、目的別のセミナーやワークショップによる人材育成など、中小企業の経営力強化のための支援に取り組むこと。

③販路拡大

- ・海外ニーズに見合った「売れる製品」の開発や海外における販路拡大ができるよう、海外見本市等への出展をサポートするとともに、海外企業との商談会を企画・開催し、在阪企業へ商談機会を提供することで海外市場への参入を促進するなど、国際ビジネス活動支援の強化を図ること。
- ・デザイン性や企画・販売力を高めるクリエイティブ産業を創出・育成し、ものづくり企業などとのマッチングを通じて、高付加価値な新製品・サービス開発を促し、中小企業の取引・販路拡大を支援すること。

④統合型リゾート施設（IR）

- ・世界最高水準のIRをめざすのであれば、日本最大となる20万㎡の展示施設を建設し、アジアや欧米など世界をターゲットに多くの展示会等を誘致していくこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、世界のIR事業者も厳しい経営状況であるが、事業条件の遵守をはじめ、国が求めるIR区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保などについて、適切に事業者に求めること。
- ・2025年大阪・関西の万博の開催に向けて、夢洲内での様々な工事が輻輳すると見込まれるが、仮にIRが大阪に実現する場合には、万博の開催に悪影響が生じることを防止するため、関係先と十分に調整を図ること。
- ・IR事業用地の適正確保について、夢洲の土地課題対策に、港営事業会計から約790億を投入する件について、しっかりと市民への説明を尽くし、本市として、企業会計の管理に尽力すること。

⑤大阪港の物流とポートセールス

- ・「大阪港湾局」として大阪・関西経済の成長に向け、大阪港の物流機能をさらに強化すること。
- ・ICTの積極的な活用や、貨物量の増加に対応した適切な施設整備を進めていくこと。
- ・大阪港が、関西の産業の国際競争力強化と市民生活の安定に貢献し続け、ステップアップしていくために、IT化や脱炭素化への取組など、新たな課題に対応しながら、夢洲の物流機能の維持・強化にしっかり注力し取り組むこと。
- ・大阪港の物流面での利便性が損なわれることのないよう、土地需要への対応も含め、夢洲の物流機能を強化すること。

⑥食の安全

- ・中央卸売市場については、値決め市場の性格を持つ西日本の中核的拠点であり、より一層の生鮮食料品等の安定供給に努めること。また、中央卸売市場を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、現状の市場環境の課題を精査し、運営面においても、場内業者の経営状況に十分配慮し、必要に応じて指導・監督を行いつつ、取引方法の改善合理化の促進、市場当局自身のより一層の管理運営の効率化を図るとともに市場の活性化に努めること。

- ・南港市場については、消費者や生産者から信頼される安全で安心な質の高い食肉流通の拠点施設として、設備等の老朽化やHACCP型管理手法などさらなる衛生水準の高度化にも対応できる施設整備を進め、市場機能の向上に努めること。
- ・輸入食品の安全性確保のため国に対して対策の強化を要望するとともに、大阪市においても検査を強化すること。
- ・集荷機能・創荷機能の充実を図ること。
- ・なにわの伝統野菜やブランド肉の支援を図ること。
- ・食品ロス対策の取組の一つである、フードドライブは、食品ロスの削減だけでなく、日々の食事に困窮している家庭への支援になることから、なお一層取り組むこと。

(3) 労働・就労

「働く」だけでなく「働き続ける」ことにも困難を抱える若者、女性から高齢者は市民の25%（73万人）を超えています。一方で大阪経済を支える中小企業も人不足は深刻です。

この働きたいと願う市民に、働けるチャンスを拓くことは、大阪市の一番の基本の成長戦略です。大阪府では「ハートフル条例」が平成31年4月より改正され、「①障がい者を障がい者等と対象を拡大」「②公契約を活用した就労支援の実現」「③中間支援組織を認定し、当事者支援と企業支援で就労支援を促進」し、府が民間に発注する業務に「はたらく支援の仕組み」を組み込む動きが始まり、東京都においても就労を希望する全ての都民への就労支援に関する「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」が令和元年12月に施行されました。

- ・本市でも、SDGsターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」や対象を限定した属性別・対象別の就労支援のみならず、働く場である企業が「多様な人材」を受け入れられるよう人材対応型環境整備の支援も含めた包括・総合的に支援できる、「はたらく市民応援条例（案）」の検討や「就労支援総合ビジョン」などの策定を進めること。
- ・行政の「就労支援」と言われる活動や事業は様々で、共通した理解がない状態。就労支援は「福祉施策」でもあり「教育施策」でもあり「産業施策」でもあり「雇用施策」でもある。「就労」という切り口で、大阪市が行っている「雇用施策」「福祉施策」「教育施策」「産業施策」の現状と課題を明らかにして、それぞれの局や課がどの部分でどのような役割、機能を果たしているかを整理したうえで、必要な支援の全体像を明らかにすること。

8. 適正なガバナンス・未来への投資

(1) 適正な人員配置

技能労務職員については、市政改革プラン3.1（市政改革プラン3.0の中間見直し版）」において、人員マネジメントの推進が掲げられ、市長部局で400人の削減が目指されています。

- ・今後、職員をゼロにするわけではないのだから、技術の継承の観点から課題を整理して、計画的に採用すること。
- ・突発的な事態や複雑化、多様化する市民のニーズにも柔軟に対応できるよう、専門職についても安定的な人員体制を構築すること。
- ・専門性が高い業務の委託も課題があり、委託した業務の評価ができない、受けてくれる民間事業者がないなどの課題があるため、検証に取り組むこと。

(2) 適正な公共調達

- ・指定管理者選定に際しては、応募者が1者（共同体含む）にとどまる施設が散見される。指定管理者制度のみならず、委託事業の公募においても、応募者が1者のみや入札不調・参加者不在とならぬよう、事業者・有識者等の意見を汲み取るラウンドテーブルを設置するなど、適正な業務内容や公募条件の設定に努めること。
- ・大規模な庁舎清掃等で実施している総合評価一般競争入札のみならず、SDGsターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進」するためにも、公共調達を活用した、就労支援や環境、地域課題、人権施策等の社会政策の実現に努めること。

(3) 進展のない未利用地・高架化工事

- ・未利用地の活用を進めること。
- ・朝夕のラッシュ時に開かずの踏切となっているJR大和路線の高架化工事を国と共に取り組むこと。

9. 共生と人権

(1) 国際人権都市大阪市の実現

大阪市は、「国際人権都市大阪」の実現を目指し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することが一層必要だとする「人権尊重の社会づくり条例」を制定しています。

- ・多文化共生施策の推進に関する指針・行動計画等、昨今の社会情勢に鑑み必要となる個別の人権課題への対処については、こうした条例の考え方を踏まえ適切に実施すること。

(2) 多様な人が参画できるルールの策定

本市は全国に先駆けてヘイトスピーチ条例を作りました。障がい者差別や部落差別の解消のための条例、民泊と住民生活の関係、156ヶ国15万396人（2022年9月末）の外国人住民を新たな隣人として受け入れることなど国際都市に変貌する大阪市に新しいルールが必要という提案もあります。

①「ヘイトスピーチ対処条例」の強化

- ・川崎市では、ヘイトスピーチなどの差別的言動を禁じる条例が2019年12月16日に制定されました。具体的には、「勧告」「命令」を行いそれにも従わない場合、個人の氏名や団体名称、住所などを公表するほか、刑事告発して50万円以下の罰金に処する内容になっている。大阪市においても現条例にもとづく取り組みや実効性を検証し、他市の取り組み等や条例制定の動きをヘイトスピーチ審査会等で議論し、現行条例の強化に努めること。

②部落差別解消推進法の具体化

鳥取ループ・示現舎「部落探訪」や「同和地区研究所」に代表されるように、インターネット上において「被差別部落の所在地」などが流布され、部落差別を温存・助長する行為が後を絶ちません。

- ・インターネット上でヘイト情報や部落差別情報が氾濫していることをふまえ、メディアリテラシー教育のみならず、学校現場における生徒への部落問題学習を推進すること。
- ・市の職員が部落差別に関する差別的な落書きを行った事実を踏まえ、自治体職員や学校園の教員などに対する部落問題研修を継続実施し、その効果を検証するなど、再発防止策を

講じること。

- ・インターネット上における差別の法規制について国に対して要望すること。
- ・大阪市内や大阪市民等を対象とした、インターネット上における差別等の事実関係や事象を把握し、法務省などへ削除要請する「モニタリング活動」の実施を検討すること。
- ・法務省が実施している部落差別解消推進法6条に基づいた調査のみならず、大阪市の実情に応じた施策を講じるためにも、独自に部落差別やその生活実態把握に関する調査を検討すること。

③多様な人が参加参画できるプラットフォームづくり

- ・共生と人権を包括したような条例と、個別テーマの政策、条例が絡み合っ、人が優しくなれる大阪市を発信するための仕組み（条例など）づくりに向けて、多様な人が参加参画できるプラットフォームづくりを進めること。

④住民投票における外国籍住民の投票権

- ・住民投票を行う場合は、永住者など一定の条件を満たす外国籍住民にも投票権を認めること。
- ・「大阪市廃止・特別区設置住民投票」で課題となった大都市法・大都市令関係法令の改正を引き続き国へ求めること。

⑤台湾有事に関する危機管理対応

- ・台湾侵攻がなされた場合の影響を想定し、本市においても危機管理対応の再点検を行い有事に備えるとともに、人道的な観点から積極的に避難民の受け入れを行うなどの取組についても検討すること。

10. スポーツ・芸術文化を楽しむ権利の保障

2021年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、全国で障がい者スポーツや芸術文化振興が推進されています。また、高齢化社会を迎え、健康の維持促進の観点からも、日常的な生きがいとしてのスポーツや芸術文化活動は重要です。

- ・誰もがスポーツ・芸術文化を楽しむ権利を保障する観点から、障がい者や高齢者スポーツ・芸術文化活動の推進のために、講習会の開催や設備設置等の必要な支援策を講じること。
- ・そのために、あらゆる人々がスポーツを楽しめ、文化を通じていきいき活動できるよう、大阪市スポーツ振興計画や大阪市文化振興計画を着実に実行し、必要な支援を推進すること。
- ・大阪市と包括連携協定を結んでいる、セレッソ大阪（サッカー）、JTマーヴェラス（バレーボール）、クボタスピアーズ（バレーボール）、NTTドコモレッドハリケーンズ大阪（ラグビーフットボール）、オリックス・バファローズ（野球）、大阪エヴェッサ（バスケットボール）、サントリーサンバーズ（バレーボール）の7つのチームが、大阪市を拠点としていることが意外と知られていない。わがまちのチームとして応援できるようなきっかけとなる身近なところで出会い、つながる取り組みを進めること。

11. 市民のくらしと緑化推進について

（1）公園の整備事業計画

都市公園はうるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、市民のレクリエーショ

ンとコミュニケーションの場として、また、災害時の避難場所としてなど、さまざまな役割を持ち、地域の核となる重要な施設です。

- ・公園の計画、整備においては、こうした公園の基本的な考え方や地域の特性にも配慮した計画を策定し、それを基本としながら、多様化する市民ニーズに対応し地域の住民により親しまれ活用される公園となるよう、例えば親子でのキャッチボールや高齢者のゲートボール等、球技もできる多目的広場を設置するなど、個性豊かな公園づくりを進めること。
- ・「自然と人間の共生」という「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、花と緑あふれるまちづくりを進めるため、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき公共緑化や民間緑化及び緑化の普及啓発を積極的に推進されたい。また、花博開催地である鶴見緑地においては、みどり豊かな特性を活かして持続的な魅力向上を図ること。
- ・健康で緑豊かなうらおいのあるまちづくり及び災害に強いまちづくりを推進するため、都市公園等の緊急かつ計画的な整備及び指定管理者制度を活用して適正管理を推進すること。
- ・公共施設の屋上緑化モデルの実施などを通して、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、良好な自然的環境の創出のため、民間建築物の屋上緑化を推進すること。
- ・既存公園の再生、活性化のため、市民ニーズに対応しながら、計画的な公園の改修や遊具の安全対策など、安全・安心な公園づくりを推進するとともに、環境にも配慮した良好な維持管理に努めること。

(2) 「公園愛護会」「ふれあい花壇事業」「種から育てる地域の花づくり事業」

団塊の世代の退職後の居場所づくりが求められている。地域のボランティアで行われてきた「公園愛護会」「ふれあい花壇事業」「種から育てる地域の花づくり事業」は美化・保全活動の側面だけでなく、どれも年齢制限はなく、世代交流の場としても活用でき居場所づくりの一つとして再認識される事業である

①公園愛護会

- ・地域住民の「庭」であり、市民の共有の財産である公園の管理は、公園を設置している大阪市だけでなく、地域住民が「公園愛護会」を作り、日常的な公園の美化及び保全に関する活動として協力いただいている。大阪市では70年以上前から公園愛護会があり、長年継続されている。今後も公園の良好な環境の維持を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の場となるよう取り組むこと。
- ・また、公園愛護会活動が継続出来るよう、公園愛護会の交付金に加え、地域住民が交流事業を実施できるよう公園の維持管理に取り組むこと。

②ふれあい花壇

- ・「ふれあい花壇事業」は、「公園をきれいに」「わが町で花づくり」といった住民の要望に応え、公園の一角を地域住民に提供しこれまでに市内300か所以上の公園で取り組まれている。公園は、性別や年齢を問わず誰もが気軽に足を運べる場所であり、地域の交流の場として適している。市民のボランティア参加を促進するため掲示物や広報でさらなる周知を行うこと。

③種から育てる地域の花づくり事業

- ・「種から育てる地域の花づくり事業」では、市民が種から花を育て、その花を公園や区役所、学校などに植えることで、きれいで美しいまちづくりを進めている。技術支援や花壇づくり、花の育て方の相談、要望に十分に対応し、市と住民の協働による維持管理を行うこと。

(3) 児童遊園への補助金

- ・児童遊園については、都市公園と同じような役割を果たしていることを踏まえ、地域による運営管理に対して、安全性の維持向上の視点から支援を継続、推進すること。

(4) 公園のにぎわいづくり

- ・公園の活性化や地域のにぎわいづくりにつながるよう魅力ある施設の設置や利用者ニーズに応じたサービスの提供について民間活力を導入すること。
- ・市民が身近にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の整備充実（例えば、ジョギングコース、フットサルやニュースポーツの拠点づくり、ナイター設備、全天候化など）を図るとともに、遊休地の活用も図ること。

(5) 街路樹

- ・街路樹の定期的な剪定、散水については、近年の予算が人件費の上昇などにより、実質的に減少した結果、実施の遅れが出ていることに対して、住民から困惑や要望の声が多数出ているところである。適正な予算措置の下、遅滞無く事業が実施されるよう、見直しを行うこと。

(6) 都市型農業の振興

- ・新たな農地制度の円滑な実施に向けて取り組むとともに、なにわの伝統野菜をはじめとする市内農産物の需要拡大などにより、市内の生産緑地農地の保全と緑地空間の確保に努め、都市型農業の振興を図ること。

(7) 水辺空間づくり

- ・河川は、都市のなかの貴重なアメニティ空間であり、都心部を流れる道頓堀川については、沿川のまちづくりと一体となった、水辺の賑わいづくりを推進されたい。また、住居系地域においてはゆとりやうるおいを感じることができる水辺空間づくりが求められており、住吉川等の環境整備を推進すること。さらに、国の直轄管理の大和川、淀川においても、国・府・市が幅広く連携し、早期の環境整備、改善に取り組むとともに、河川敷を今後もスポーツ利用の場として利用できるよう、国への働きかけに努めること。

(8) 港湾環境の保全改善

- ・港湾環境の保全及び改善について、常吉西臨港緑地等の臨港緑地が市民生活と直結する大切な施設であることを踏まえ、除草や清掃、施設の補修など適切な維持管理に努めること。

12. 環境対策

(1) 気候変動問題について

国際社会では、地球温暖化による影響の深刻化を「気候危機」と捉えるようになってきており大阪市会では、気候変動の危機的状況を受け止め、「気候非常事態宣言」を決議(令和2年3月)しています。「大阪市地球温暖化対策実行計画」においても、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロとする「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざし、の2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減する目標を掲げています。

①大阪市地球温暖化対策実行計画

- ・2050年二酸化炭素排出実質ゼロをめざす新たな「大阪市地球温暖化対策実行計画」に基づき太陽光発電や電気自動車の普及、省CO2技術の導入などによる地球温暖化対策を積極的に推進すること。また、暑熱対策やエネルギーインフラの拡充によるレジリエンスの強化など気候変動への適応策推進すること。
- ・大阪府域における温室効果ガスの排出削減量など地球温暖化対策の取組みについて、具体的な数値を示して進捗管理すること。
- ・市民の皆さんがあらゆる場や機会を通じて主体的に参加できるよう支援を要望。
- ・持続可能な社会の実現のため、2050年のゼロカーボンへの具体的な道筋を示すとともに、大阪府が環境を重視しているということを市長自ら積極的に発信し、市民、事業者と協力して目に見える取組みを進めること。

②おおさかヒートアイランド対策推進計画

- ・「おおさかヒートアイランド対策推進計画」をはじめ、「風の道」ビジョンなどにより今目的な環境問題への対応を引き続き図ること。

③自動車交通環境対策

- ・自動車交通環境対策については、道路管理者との連携のもと局地汚染対策を継続して推進するとともに、ハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車をはじめとする電動車など次世代自動車の公用車への導入、及び普及促進を図り、広域的対策についても引き続き推進されたい。また、平成21年9月9日に環境基準の告示があった微小粒子状物質（PM2.5）について、国の動向を踏まえた対策を検討されたい。
- ・電気自動車等の普及促進のため、充電インフラの充実を図られたい。また、民間施設における充電インフラの整備についても促進に努められたい。
- ・地球温暖化対策のほか、災害時の活用も想定し、廃棄物発電による電力を活用したEVごみ収集車の導入に取り組まれたい。

④大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・海洋プラスチックごみを発生させないための対策が重要であり、まず市民の海洋汚染防止の意識を高め、日常生活でごみを減らし、適正に分別排出する行動につなげていく取り組みを行うこと。

(2) 大気汚染対策について

①アスベスト（石綿）対策の支援策について

大気汚染防止法改正(令和2年6月)により、業者が負担する石綿除去費用は大幅に増加している

ます。継続使用される建物の石綿対策には補助制度があるが解体する建物は対象になりません。

- ・国や府に対し、解体時の石綿除去等の費用補助制度の創設を要望すること。
- ・大阪府として独自の支援策を検討すること。
- ・アスベストによる市民の不安を解消するため、民間施設対策をはじめとする環境対策及び健康対策を推進されたい。また、解体等工事に伴う飛散防止について規制強化された改正大気汚染防止法等に基づく取り組みを推進すること。

②路上喫煙対策について

- ・2025年の路上喫煙の市内全域の禁止に向けて、路上喫煙対策委員会で十分な検討を行うこと。

- ・喫煙所の整備にあたっては、煙が漏れ出ない閉鎖型の喫煙所を基本とし、既存の喫煙所についても閉鎖型喫煙所に再整備を行うこと。